明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

八　地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること（渉外広報課及び企画課の所掌に属するものを除く。）。
九　情報システムの管理に関すること。
十　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
十一　職員に貸与する宿舎に関すること。
十二　庁内の管理に関すること。
十三　前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（渉外広報課の所掌事務）

第三十二条　渉外広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。（新設）

一　地方環境事務所の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関すること。
二　放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による健康への影響に関する健康管理及び健康不安対策の支援に関すること。

（企画課の所掌事務）

第三十三条　企画課は、地方環境事務所の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。（新設）

（経理課の所掌事務）

第三十四条　経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。（新設）

一　経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
二　国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
三　東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。
四　東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

（環境再生・廃棄物対策部の課等）

第三十五条　環境再生・廃棄物対策部に、次に掲げる課を置く。（新設）

環境再生課
仮置場対策課
放射能汚染廃棄物対策課
減容化施設整備課

2　前項に掲げる課のほか、環境再生・廃棄物対策部に調整官二人を置く。

（環境再生課の所掌事務）

第三十六条　環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。（新設）

一　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。
二　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。
三　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。